

令和 6 年 1 0 月 2 4 日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

開催日	令和 6 年 10 月 24 日（木）
場 所	教育委員会室
開 会	午前 10 時 00 分
閉 会	午前 11 時 11 分
出席委員	
教 育 長	加 藤 裕 之
委 員	岸 田 玲 子
委 員	岡 田 卓 巳
委 員	小 山 勉
委 員	木 ノ 内 建 造
説明のために出席した職員	
教育委員会事務局次長	岩 瀬 均
庶 務 課 長	塩 澤 満
学 務 課 長	北 野 亘
指 導 室 長	石 坂 泰
すみだ教育研究所長	土 井 翔 太
地 域 教 育 支 援 課 長	大 八 木 勉
ひきふね図書館長	有 澤 恵 美 子
教育委員会事務局副参事	山 崎 紀 之

2 議題について

（ 1 ）議決事項

議案第 55 号 墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について

議案第 56 号 墨田区立学校文書管理規程の一部改正について

議案第 57 号 「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」の一部改正について

議案第 58 号 青少年健全育成作文コンクール優秀賞受賞者等への表彰状の贈呈について

議案第 59 号 墨田区登録有形文化財を墨田区指定有形文化財に指定することについて

（ 2 ）請願

請願第 1 号 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願について

(3) 報告事項

第1 教育課題の進捗状況について

第2 区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖（臨時休業）について

3 会議の概要について

○教育長 それでは、本日の教育委員会を開会いたします。本日の会議録署名人は、岸田委員にお願いします。本日の日程ですが、議案第58号及び議案第59号については、行政運営上の審議情報に関する案件であることから、秘密会として審議したいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、議案第58号及び議案第59号については、秘密会として執り行うことといたします。なお、会議の進行については、報告事項が終了した後、秘密会に入ることといたします。

議決事項第1・・・資料番号【55-1～55-3】

議案第55号「墨田区立幼稚園の入園及び退園に関する規則の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

○小山委員 幼稚園の運動会などを見学し、子どもたちが集団の中で生き生きと育っていることがよく分かりました。幼稚園教育は大切だと思います。集団の中で子どもたちが育っていく場面を見せていただきましたので、報告させていただきました。

○教育長 ありがとうございます。八広幼稚園の閉園について、保護者の方にはどのようにお知らせしていますか。

○学務課長 幼稚園入園の募集に際し、来年度から八広幼稚園が廃止になることを周知しています。入園案内にもその旨を記載し、各園の入園説明会でも説明を行っています。

○教育長 それでは、議案第55号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第2・・・資料番号【56-1～56-6】

議案第56号「墨田区立学校文書管理規程の一部改正について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

○教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。

○小山委員 この改正は、どの程度、学校に関係しますか。

○庶務課長 この間、押印については、廃止する方向で進めてきました。学校においても、押印の廃止は、事務手続きの軽減や教員の働き方改革に資するものです。今後、更なる学校の負担軽減に努めていきます。

○小山委員 学校へはどのように周知を行いますか。文書で通知するだけで、学校側は理解でき

るでしょうか。

- 庶務課長 通知文を送付することに加え、月に1回開催している校長会においても、周知徹底していきたいと考えています。
- 教育長 学校における事務の簡素化は必要なことだと思います。DX（デジタルトランスフォーメーション）についても検討をお願いしたいと思いますが、いかがですか。
- 庶務課長 DXについても対応していきたいと考えています。
- 教育長 それでは、議案第56号は、原案どおり改正することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長 それでは、原案どおり改正することにします。

議決事項第3・・・資料番号【57-1～57-3】

議案第57号「区長の権限に属する事務の一部委任及び補助執行について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

- 教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。
（質疑なし）
- 教育長 それでは、議案第57号は、原案どおり異議ない旨、回答することにしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 教育長 それでは、原案どおり異議ない旨、回答することにします。

請願第1・・・資料番号【請願1-1～1-5】

請願第1号「小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願について」を上程し、学務課長が説明する。

- 教育長 ただいまの説明について、何かご質疑、ご意見はございますか。
- 岸田委員 アレルギーに関しての血液検査は、保険が適用され無料だと思いますが、医師が記載する学校生活管理指導票に関しては、有料かどうか教えてください。
- 学務課長 アレルギーの学校生活管理指導票につきましては、医療保険が適用されますので無料です。一方で、乳糖不耐、その他アレルギー以外については、一部保護者の負担になります。
- 岸田委員 では、アレルギーに関しては無料で医師が書いてくれるということですね。
- 学務課長 はい。
- 木ノ内委員 医師の診断を伴わない場合には、校長の判断により牛乳を提供しないということになっていますが、具体的な基準や指針というのは設けていますか。それとも各校長が独自に判断しているのですか。
- 学務課長 教育委員会としての基準は設けていません。アレルギーや医師の診断がない場合は、原則、牛乳を提供することになります。例えば、宗教上の問題や、思想上の理由から、強い要望がある場合については、保護者から話を聞いた上で、各学校で判断しています。
- 木ノ内委員 校長の判断によると、学校によって対応が異なるということはありませんか。
- 学務課長 可能性としてはあり得ますが、まず、前提として、原則、牛乳は提供するというこ

とになっていますので、先ほど申し上げたような理由で提供を停止するのは、かなり特殊なケースであると考えています。

- 教育長 学校給食は、児童・生徒の体に必要な栄養を提供するという大前提があります。アレルギーなどの診断書が無い、特殊な場合については、校長の判断としていますが、教育委員会から基準を示していないのは、様々な事情があるためです。しかし、教育委員会として情報は集めて、ある程度、判断を統一できることが望ましいと思います。ある学校は牛乳を飲まないことが認められて、ある学校は認められていないという状況は、よくないと思います。
- 木ノ内委員 原則、牛乳は提供するが、飲むことを強制はしない、ということを、具体的にどのような形で子どもたちに伝えていますか。
- 学務課長 まず、栄養の観点から飲んでもらいたいものであるということは、当然、子どもたちには伝えられていると思いますが、その日の体調などの理由で、牛乳を残しているお子さんに対して、先生が「飲みなさい。」と指導する、ということはありません。
- 木ノ内委員 体調などの理由で、飲みたくない日や、全部は飲めない日がある場合に、教員が「飲みなさい。」、「残してはいけません。」と言うことはしない、という消極的な形で対応しているということですか。
- 学務課長 原則として飲んでもらいたいと考えていますので、そのような対応をしています。
- 教育長 教育委員会としては、必要な栄養について提供しているので、それを食べてほしいけれど、その日の体調などいろいろな状況があるので、考慮していく必要があるということです。学校の先生方に対しても、それを周知していく必要があります。
- 指導室長 牛乳に限らず、ほかの食事についても、食べ切れないからといって遅くまで給食を食べ続けさせるというような指導は、行っていません。なるべく完食をしてほしいですし、残菜はなるべく少なくしていきたいので、事前に量を少なめに配膳をするなどして、食べられる量をしっかりと食べる、いう考えです。食べられないものを無理に食べさせるということはありません。
- 岡田委員 牛乳には他の残菜と異なる特徴があります。必要としない人の分を最初から注文しなければ、お金や牛乳の無駄を防げます。墨田区の学校給食で、牛乳の残量や無駄になっている量に関するデータはありますか。
- 学務課長 小・中学校の給食では、年間で40トンの牛乳が廃棄されています。これには途中まで飲んで残した分も含まれており、毎回必ず飲まない児童・生徒の残した分だけではありません。
- 岡田委員 牛乳の残食率約5.9%という数値は、他のおかずの残菜率とそれほど変わらない、ということでしょうか。
- 学務課長 はい、牛乳の残食率が5.9%で、その他の給食の残食率が5.8%ですので、ほぼ同じ数値になります。
- 教育長 欠席したお子さんの分を、他のお子さんがおかわりとして飲む、ということはありませんよね。
- 学務課長 欠席したお子さんの分が残っているときに、それを欲しい子がいれば、その子に提供することはあります。これはほかの給食メニューと同じ対応です。
- 岡田委員 医師の診断書があり、事前に牛乳を飲まない手続きをしている児童・生徒の保護者

に、牛乳代を返金していますか。

- 学務課長 現在、保護者負担軽減事業として、給食費は無償となっていますので、保護者負担はありません。
- 小山委員 アレルギー症状は年々変化すると言われているため、学校も細心の注意を払って対応していると思います。学校でアレルギー事故が起これば大問題になります。毎年の診断書提出は学校の安全確保に役立ちます。年1回の提出で、一年間分の給食、約200食分の対応ができるので、保護者の方にご理解いただき、診断書を提出していただけると、学校も安心して給食を提供でき、事故防止にもつながります。そのため、診断書の提出は重要だと考えています。
- 岡田委員 保護者は診断書を持って校長先生との面談に行く必要があります、これが負担になっている面もあると思います。アレルギーのある子どもの保護者は、本当に必要があれば、医者から診断書をもって、いつでも学校に行きますので、定期的に、年度初めの昼間の時間帯に、学校へ面接に行かなくてはいけないという仕組みは、保護者にとって負担に感じられるかもしれません。この点については、もう少し柔軟な対応があってもいいのではないかと、保護者の立場から思います。
- 指導室長 面接の時期にもよりますが、例えば次年度に向けての面談は、2月末から3月にかけて行います。基本的には平日に予定を組みますが、各家庭の事情で難しい場合は、保護者会や土曜授業の際、あるいは春休みなどに、保護者の意向を考慮して時間を設定することができると思います。
- 教育長 教育委員会としても、アレルギーは非常に重要な問題だと考えています。症状が変化する可能性があり、これまで症状がなかった子どもにも新たに症状が出る場合があります。子どもの安全を考えると、診断書の提出は必要だと思います。学校が保護者に柔軟に対応できるのであれば、診断書については、様々な機会を捉えて、学校に対応してもらえようとするのが良いでしょう。
- 岸田委員 この年齢になると、カルシウムの重要性を強く感じます。牛乳が苦手な場合、他の食材でカルシウムを補うのは大変です。給食以外の食事でも十分な栄養を摂れない家庭もあります。朝食が菓子パンだけ、夕食がコンビニ弁当だけという家庭もあります。そう考えると、完全給食の栄養は非常に貴重です。夏休み明けに子どもが痩せていた、という事例も聞いたことがあります。どうしても飲めない場合は、校長先生との面談によって個別対応することにして、基本的には、一口、二口でもいいので、ゆっくりでもいいので飲んで、大人の体に成長するステップにしてほしいと思います。
- 教育長 皆様のご意見をまとめますと、給食では必要な栄養価を提供しているため、原則として牛乳も飲んでいただく必要がありますが、無理に飲ませることはせず、体調不良にも配慮して対応していく、また、アレルギーの診断書は毎年提出してもらう必要がある、ということによろしいでしょうか。これらの点についてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長 本日は話し合ったことについては、校長会等を通じて、学校に対し周知徹底してください。それでは、請願第1号は、趣旨に沿うことは困難であるとの理由により不採択としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 教育長 それでは、そのように決定することにします。なお、請願者への回答文ですが、文言その他の細かい点については、私に一任願いたいと思います。

報告事項第1・・・資料番号【資料1-1～1-5】

「教育課題の進捗状況について」、指導室長、すみだ教育研究所長、教育委員会事務局副参事(学校改築計画担当)、ひきふね図書館長が資料のとおり説明する。

- 教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。
- 岸田委員 保健センターの保健師から連絡があり、高校生相当の年齢のお子さんに、児童館で勉強を教えられないか、という相談を受けました。小学校からほとんど登校していないため、掛け算などができないそうです。児童館での対応になるので、児童館長と保健師で相談してほしいとお伝えしました。このようなお子さんが社会に出る際、基礎学力を身につけたい場合のサポート機関について考えたところ、夜間中学が思い浮かびましたが、今後は、教育センターでも、ステップ学級やサポート学級などで対策を検討できないか、と思いました。
- 指導室長 高校生相当の年齢のお子さんが対象という点が課題となります。教育センターのステップ学級やサポート学級は、小学3年生から中学3年生までが対象なので、高校生への対応ができるかどうかについては、今は即答できません。ただ、教育センターが入る新施設には、子育て支援総合センターも併設されるので、そちらと相談しながら、高校生の学習支援ができる場所を紹介できる可能性があります。夜間中学での学び直しも選択肢の一つですが、定期的な通学が条件となります。
- 教育長 義務教育は区の教育委員会が所管し、その先は、東京都教育委員会が、都立学校に入学した生徒を対象とします。フリースクールは、教育委員会の関与外であり、今回のお子さんのケースは行政の対応範囲から外れてしまいます。この課題に対応する必要性は感じていますが、福祉部門での対応も検討すべきだと思います。学校にはスクールソーシャルワーカーがいますが、特に福祉との連携が重要になると思います。
- 事務局次長 区役所のどの組織で対応するかは、難しい問題です。個別の対応が必要になるため、そのお子さんのサポート方法を検討する必要があります。教育委員会、子育て部門、福祉部門のいずれかが担当することが考えられますが、その方の個別の状況が不明なので、確認したいと思います。
- 岸田委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

報告事項第2・・・【資料2-1】

「区立小・中学校、幼稚園の学級閉鎖(臨時休業)について」、学務課長が資料のとおり説明する。

- 教育長 ただいまの報告について、何かご質疑はございますか。
(質疑なし)
- 教育長 それでは、会議冒頭で説明しましたとおり、議案第58号及び議案第59号については、秘密会として審議します。その前に、委員の皆さん、または事務局から何かございますか。

(質疑なし)

- 教育長 それでは、これから秘密会に入ることといたしますので、傍聴人の方がいれば、係員の指示に従ってご退出ください。

秘密会/教育委員会会議規則第 26 条第 2 項の規定により、別に会議録あり

- 教育長 以上で、本日の議事は全て終了しましたので、これで教育委員会を閉会します。